

四半期報告書の提出に係る経過措置等について

1. 四半期報告書の提出の要否について

「令和6年4月1日の前に開始した四半期」に係る四半期報告書（改正法施行前の金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書）については、その提出期限が令和6年4月1日以後の日である場合であっても、従前どおり提出する必要があります^(注)（改正法附則第2条第1項）。

（注1）この場合、四半期報告書に係る「確認書」についても、従前どおり提出する必要があります（改正法附則第2条第2項）。

2. 半期報告書の提出について

① 改正法施行後の金融商品取引法第24条の5第1項に規定する半期報告書（以下「新半期報告書」という。）については、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から提出が必要となります（改正法附則第3条第1項）。

② ただし、決算日が令和5年12月31日から令和6年3月30日までのいずれかの日である会社は、その翌日から開始する事業年度の第1四半期に係る四半期報告書を上記「1」のとおり提出した上で、当該事業年度開始の日から6か月経過後に新半期報告書の提出が必要となります（改正法附則第3条第2項）。

③ なお、新半期報告書の提出期限については、以下に掲げる提出会社の区分に応じ、それぞれ以下に定める日となります。

i 上場会社等（株券を上場する会社等）のうち次のiiの会社以外の会社 事業年度が開始した日から6か月が経過した日から起算して45日以内

ii 上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業を行う会社（銀行、保険会社等） 事業年度が開始した日から6か月が経過した日から起算して60日以内

iii 上場会社等以外の会社 事業年度が開始した日から6か月が経過した日から起算して3か月以内

④ また、新半期報告書の記載内容については、上記iからiiiまでの会社の区分に応じて、それぞれ異なりますので、ご注意ください。

（注2） なお、上記iiiに掲げる会社については、新半期報告書の提出期限及び記載内容について、任意で、上記i又はiiの会社と同様に取り扱うことができます。

※ 適用初年度においては、決算期ごとに提出する書類が異なりますので、別添「各決算期における適用時期（四半期報告書提出会社）」をご参照ください。

なお、決算日が月末以外の場合には、取扱いが異なりますので、ご注意ください。

【詳細については、下方のURLから関係法令を御確認ください。】

※ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に関する詳細は以下をご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>

※ 四半期報告書制度の廃止に関する関係政令・内閣府令等の整備に関する詳細は以下をご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240327/20240327.html>